

国民年金第1号被保険者のみなさんへ 免除・納付猶予の申請について

日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の人は、国民年金への加入が義務付けられています。

今回のお知らせはここ（学生、自営業、農林漁業者ら）が対象です



【保険料納付案内書を発送】

平成30年度分の「免除（全額、4分の3、半額、4分の1）」や「納付猶予」が承認されていた人には、日本年金機構（東福岡年金事務所）から令和元年度分の「国民年金保険料納付案内書」が7月上旬に発送されます。

- * 継続審査の対象になっている人には、発送されません
- * 就職して厚生年金や共済年金に加入した場合は、納付しないでください

【保険料納付が困難な人は免除などの申請を】

現在、保険料の納付が困難な人は、所得審査対象者の所得が基準以下であれば「免除」「納付猶予」「学生納付特例」の制度を利用できます。

【申請に必要なもの】

- ▶ 基礎年金番号か個人番号（マイナンバー）が分かるもの（年金手帳、保険料納付案内書、マイナンバーカードなど）
- ▶ 運転免許証など本人確認できるもの
- ▶ 印鑑（本人が申請する場合は不要）
- ▶ 代理人の場合は、運転免許証など代理人の本人確認できるもの、別住所の場合は委任状
- ▶ 「学生納付特例」の場合は、学生証（コピー可）または在学証明書
- ▶ 失業などで会社を辞めた場合は、離職年月日が確認できる公的機関の証明（雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者資格喪失確認通知書など）

【国民年金保険料免除申請など】

	①一般の免除申請	②納付猶予申請	③学生納付特例
対象	納付が困難な人（学生を除く）	20歳以上50歳未満の人（学生を除く）	20歳以上の学生
所得審査の対象	本人、世帯主、配偶者	本人、配偶者	本人
申請の年度単位	7月～翌6月（7月以降受付）		4月～翌3月（4月以降受付）
申請が可能な期間	申請月の2年1月前分まで申請可		

* 一般の免除申請で、一部免除（4分の3、半額、4分の1免除）の承認を受けた場合、残りの額を納付しないと「未納期間」となります。保険料の納付状況によっては、万が一、障がいや死亡などの事態が生じたときに、障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取ることができない場合があります

申 問 ▶ 市民課国民年金係（本館1階） ☎（36）1128
▶ 東福岡年金事務所国民年金課 ☎092（651）7967

（広告）

屋根・外壁塗装はお任せください!!

我が家のシミ・くすみ・ヒビ割れに
ドクター外壁さん
Produced by プロタイムズ

塗装工事は、受注した会社が下請け業者に発注するケースと、自社の職人で工事をするケースがあります。「〇〇塗装」にお願いしたのに、違う会社の職人がやってきて、ちゃんとお願した工事をしてくれるのか不安になったなんて話もあります。安心の塗装工事をするために大切なのは「自社職人」。実際の工事をおこなう職人さんが社員にいたることが重要です。

お家の屋根・外壁 塗り替え勉強会開催!!

分かりやすく住まいの塗り替えについてご説明いたします。
お家に役立つ情報が満載!ぜひご参加ください!!

日時 7月27日(土)・28日(日)
各日 10:00～12:00(受付15分前～)

会場 宗像ユリックス 会議室3

参加費 無料 ※要予約。お電話にて参加人数をお伝えください。
ホームページからのご予約も可能です!

プロタイムズ 福岡北店 株式会社フクモト工業
宗像市自由ヶ丘11-22-3 自由ヶ丘ヒルズ・楓

0120-041-075 総情報満載
FAX. 0940-39-3806 電話受付時間 9:00～19:00

後期高齢者医療保険加入者のみなさんへ 平成31年度の後期高齢者医療保険料が決定

平成30年中の所得が確定したことに伴い、同31年度の保険料が決定しました。7月中旬に、被保険者（加入者）のみなさんへ「平成31年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」を郵送します。

● 保険料の算定方法（下図参照）

保険料は、被保険者全員が負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」を合計した金額です（年額62万円が上限）。

- ▶ 総所得金額等が33万円以下の場合、所得割額はかかりません
- ▶ 保険料は県内どの地域でも同じ基準で算定されます
- ▶ 保険料は加入者ごとに算定されます。保険料率（均等割額、所得割率）は、2年ごとに見直され、平成30年度に改定されています

【保険料の計算方法】

$$\text{保険料} = \text{均等割額} + \text{所得割額}$$

56,085円 + $\left[\frac{\text{総所得金額等} (*) - 33\text{万円}}{\text{基礎控除額}} \right] \times 10.83\%$

(*) 総所得金額等とは

前年中の「公的年金等収入－公的年金等控除」「給与収入－給与所得控除」「事業収入－必要経費」などの合計額です。社会保険料控除、生命保険料控除などの各種控除は適用されません

● 保険料の軽減

- ① 均等割額の軽減（世帯の所得に応じて軽減）
 - ② 被用者保険の被扶養者であった人の軽減
- * 上記①②について、平成31年度から保険料の軽減制度が変わります。詳細は、通知書に同封のリーフレットで確認を

問 国保医療課後期高齢者医療係 ☎（36）1348

福岡県国民健康保険 高齢受給者証を郵送します

7月中旬

市では、70～74歳の国民健康保険加入者へ、8月から使用する「福岡県国民健康保険高齢受給者証」を郵送します。8月1日以降に医療機関を受診するときは、更新後の新しい「福岡県国民健康保険高齢受給者証」と「福岡県国民健康保険被保険者証」を提示してください。

- 期 7月中旬
- 対 国民健康保険被保険者で、昭和19年8月2日から同24年8月1日までに生まれた人
- * 後期高齢者医療制度の適用を受けている人を除く



高齢受給者証

問 国保医療課国民健康保険係 ☎（36）1363

市では、市広報紙、公式ホームページに掲載する有料広告を募集しています。詳細は、市HPで確認できます。

問 秘書政策課広報報道担当 ☎0940(36)1055



広告申し込み
QRコード